

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(下野市)

(令和4年8月5日現在)

区分	こんな時は	制度名	概要	条件等 (※詳細はお問い合わせください)	問い合わせ先	
個人生活支援	18歳未満のお子さんがあるひとり親世帯	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	児童1人あたり一律5万円	対象者:以下のいずれかに該当する方 ①令和4年4月分の児童扶養手当の受給者。 ②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給し、令和4年4月分の児童扶養手当が全額停止される方。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請者及び申請者と生活を同じくする扶養義務者の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方。 ※申請期限 令和5年2月28日 (①の方は申請不要)	こども福祉課 32-8903	
	18歳未満のお子さんがあるひとり親世帯以外の世帯	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯分)	児童1人あたり一律5万円	対象者:以下のいずれかに該当する方 ①令和5年度の住民税均等割が非課税で、令和4年4月～令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者。 ②令和4年度の住民税均等割が非課税で、平成16年4月2日～平成19年4月1日の間に出生した児童のみを養育する方。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が住民税非課税相当となった方。 ※申請期限 令和5年2月28日 (①の方は申請不要)		
	休業や失業等による収入の減少のため日常生活の維持が困難	給付	住居確保給付金	家賃額(上限額:生活保護住宅扶助基準額)	離職・廃業、または本人の都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住宅を喪失または喪失するおそれのある方	社会福祉課 32-8901 (生活保護グループ)
			新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円	生活福祉資金(緊急小口貸付・生活支援費)特例貸付が終了等しているが、引き続き経済的に困窮している世帯 ※申請期限 令和4年9月30日	
	経済的な理由により、就学の継続が困難	貸付	緊急在学奨学生奨学金(下野市奨学金貸付条例)	(無利子貸付) 高校生 月額2万円 大学生 月額3万円 月額4万円 月額5万円	家計に著しい影響を受け、経済的な理由により就学が困難な学生で下野市奨学金貸付条例による資格要件を満たす方	教育総務課 32-8917
	税金(保険料)が払えない	猶予	徴収猶予	猶予期間:1年以内	次のいずれかに該当する場合 ・災害等により財産に相当な損失が生じた。 ・本人または家族が病気にかかった。 ・事業を廃止し、または休止した。 ・事業に著しい損失を受けた。	税務課 (収納グループ) 32-8893
		減免	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合 ・死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年の30%以上の減少が見込まれ、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること等 ※申請期限:令和5年3月31日(金)	税務課 (市民税グループ) 32-8891
	療養のため労務に服することができないとき(感染したとき又は発熱等症状があり感染が疑われるとき)	給付	【国民健康保険】 傷病手当金	傷病手当金の支給(直近の継続した3か月間の給与収入合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 ※上限あり	本市の国民健康保険加入期間中に、被用者(給与等の支払いを受けている方)として、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、会社等を休み給与収入が減少した方	市民課 (保険年金グループ) 32-8895
			【後期高齢者医療】 傷病手当金	傷病手当金の支給(直近の継続した3か月間の給与収入合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 ※上限あり	栃木県後期高齢者医療の被保険者のうち被用者(給与等の支払いを受けている方)で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、会社等を休み給与収入が減少した方	

個人生活支援	住民税非課税世帯または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯	給付	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	1世帯あたり10万円	<p>令和4年6月1日時点で市に住民登録がある方で、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯・対象の可能性のある世帯には下野市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。希望される方は記載内容を確認し、必要事項を記入して返送してください。提出期限は、令和4年9月28日です。</p> <p>・令和3年12月11日以降に転入された方は申請が必要です。詳細は社会福祉課までお問い合わせください。</p> <p>※すでに同制度(家計急変世帯含む)の給付金の支給を受けた世帯は対象外です。</p>	社会福祉課 (社会福祉グループ) 32-8899
					<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となった世帯(家計急変世帯)</p> <p>・給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に必要事項を記入してご提出ください。提出期限は令和4年9月30日です。</p> <p>※すでに同制度(非課税世帯含む)の給付金の支給を受けた世帯は対象外です。</p>	
事業者の資金繰り等	感染予防対策を行った	給付	新型コロナウイルス感染予防対策取組飲食店支援金	1店舗あたり3万円	<p>市が定める新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいる飲食店(1年度につき1回申請可能)</p> <p>※申請期限 令和5年3月31日</p>	商工観光課 32-8907
		貸出	オゾンガス式除染装置貸出事業	医療機関等において感染症患者が発生した時に、消毒作業の補助として除染装置を貸し出す。	<p>貸し出しを希望する医療機関等は、市に借用申請書を提出</p> <p>貸出費用:無償</p>	健康増進課 32-8905